

議案第91号

公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年等条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年等条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。